

令和2年度11月 第8回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年11月27日（金） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	深見 訓英
主 幹	大堀 俊和		早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 2 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について
	報告第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。 定足数に達していますので、令和2年度11月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 4番 加藤勝 委員及び、5番 伊藤幸夫 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第29号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。 議案第29号2番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は3～4ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島大切戸地内の田3筆の所有権移転となっております。 議案第29号3番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は5～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田前並地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、こちらにつきましては、11月24日に横井委員、小坂井委員と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第29号につきまして、横井委員と小坂井委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して横井委員から現地の状況についてご報告願います。

横井委員 議案第29号につきまして、小坂井委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び横井委員から説明・報告がありました、議案第29号について何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第29号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第29号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (説 明)

議案第30号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は7～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福薬師地内の田・畑で、野天駐車場への転用となっており所有権移転となっております。

譲受人は、本申請地の北側にてコンテナ製造販売の工場を操業しております。現行の駐車場の賃借期間が満了し、その代替のための駐車場取得となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連単している区域に近接する区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

議案第30号2番につきまして説明いたします。

参考資料は10～12ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福十三地内の田で、野天資源ごみ置場への転用となっており賃借権設定となっております。

譲受人は、本申請地の南側にて資源ごみのリサイクル事業を操業しております。事業の拡大により現在の敷地では保管が困難になったため、今回の土地を借受け資源ごみを保管するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連単している区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案第30号3番につきまして説明いたします。

参考資料は13～15ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福十三地内の田で、野天駐車場への転用となっており所有権移転となっております。

譲受人は、本申請地の北側にてコンクリート建造物の切断工事を営んでおり、工事量の増加に伴い従業員の増加及び社用車の増加により駐車スペースを拡大するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連単している区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案第30号4番につきまして説明いたします。

参考資料は16～18ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田五之坪地内の田で、駐車場への転用となっており所有権移転となっ

ております。

譲受人は、本申請地の南側にて医療及び福祉施設を営んでおりますが、患者用及び患者送迎用の駐車場が不足しているため、駐車場を拡大するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連単している区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案第30号4番につきまして説明いたします。

参考資料は16～18ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町下田五之坪地内の田で、駐車場への転用となっております所有権移転となっております。

譲受人は、本申請地の南側にて医療及び福祉施設を営んでおりますが、患者用及び患者送迎用の駐車場が不足しているため、駐車場を拡大するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連単している区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案第30号5番につきまして説明いたします。

参考資料は19～21ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町沖之島彼岸出地内の田で、駐車場への転用となっております賃借権設定となっております。

譲受人は、庁舎建設により造成工事が終了した後、庁舎建設工事に入るため、それに伴い工事車輛の駐車スペースが不足するため、今回の申請地を借受けその駐車場とするための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連単している区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案第30号6番につきまして説明いたします。

参考資料は22～24ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福薬師地内の畑で、駐車場への転用となっており所有権移転となっております。

譲受人は、申請地西側で子ども保育施設を営んでおり、職員駐車場及び園児送迎用駐車場が不足しているため、今回の申請地を譲り受け駐車場を拡大するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち２種類以上が埋設されており、概ね５００ｍ以内に２つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、第３種農地に区分されます。第３種農地のため転用の許可が見込めます。

議案第３０号７番につきまして説明いたします。

参考資料は２５～２７ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は下萱津未見取地内の畑で、駐車場への転用となっており所有権移転となっております。

譲受人は、申請地南側にて金属処理業を操業しております。現在従業員駐車場及び来客用駐車場が不足しており、今回の申請地を譲り受け駐車場にするための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連単している区域に近接する区域の農地で、農地区分は第３種農地に区分されます。第３種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、１１月２４日には横井委員と小坂井委員とで現地確認をさせていただいております。

また、同じく１１月２６日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議長 議案第３０号につきまして、横井委員と小坂井委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して横井委員から現地の状況についてご報告願います。

横井委員 議案第３０号につきまして、小坂井委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議 長	只今、事務局及び横井委員から説明・報告がありました、議案第 30 号について何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 30 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第 30 号は承認されました。
議 長	日程第 5 報告第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 26 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を事務局から一括報告願います。
事 務 局	(報 告)
議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第 24 号から報告第 26 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、12 月 25 日（金）午前 10 時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 加藤 勝

署 名 委 員 伊藤 幸夫